

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る 優良性基準適合認定制度における第三者評価機関公表規程

(制定)平成 26 年 5 月 7 日 付 26 都環公技優第 26 号

(改正)平成 28 年 4 月 1 日 付 28 都環公技優第 2 号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱」(平成 27 年 4 月 1 日改正 27 環資産第 908 号。以下「要綱」という。)第 20 条の規定により、東京都環境局、八王子市及び公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)との間で締結された協定第4条に基づき、公社が第三者評価機関として実施する公表について必要な事項を定め、排出事業者に信頼できる処理業者情報を提供することを目的とする。

(用語)

第2条 この規程の用語の定義は、要綱の例による。

(評価基準適合業者の公表)

第3条 公社は、評価基準適合業者を東京都知事に報告し、公社ホームページの利用その他の方法により公表する。

2 前項の公表は、会社名、業の区分、第1種評価基準適合業者及び第2種評価基準適合業者の区分、並びに有効期間等を公表する。

(評価基準適合取消業者の公表)

第4条 公社は、要綱第 15 条第 1 項の規定により、評価基準適合業者の認定を取消したときは、公社ホームページにより公表する。

2 前項の公表は、会社名、取消年月日、取消内容、取消理由等を公表する。

(公表期間)

第5条 評価基準適合業者の公表期間は、評価基準適合業者と認定された日から認定の資格を失うまでとする。

2 評価基準適合取消業者の公表期間は、認定の取消しとなった日から年に1回の評価基準適合業者の認定結果を公表するまでとする。

附 則 (平成 26 年 5 月 7 日付 26 都環公技優第 26 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日付 28 都環公技優第 1 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。